



福岡県医師会 第1160号  
平成25年8月2日

各医師会長 殿

福岡県医師会  
会長 松田 峻一良  
(公印省略)

飯塚市国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証の更新について

今般、飯塚市国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限が平成25年7月31日をもって期限が切れる旨、飯塚市より別紙の通り通知が参りましたのでご連絡申し上げます。例年、標記認定証の更新につきましては、対象となる被保険者の世帯主に対し、直接飯塚市から更新の案内が送付されておりましたが、今年度より広報等による周知に改められておりますので、標記認定証を御利用の患者が受診されている医療機関につきましては、窓口において更新のご案内をしていただきますよう、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、飯塚市役所こども・健康部 医療保険課 医療給付係（0948-22-5500）までご照会ください。

---

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎  
会長 蒲池 壽

25飯こ医第558号-2

平成25年7月8日

福岡県医師会会長 様

飯塚市長 齊藤 守史

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について（依頼）

盛夏の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から国民健康保険事業につきましては格別のご協力を賜り深く感謝いたしております。

さて、飯塚市国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限が平成25年7月31日をもって期限切れとなります。

昨年度まで、更新の対象となる被保険者の世帯主に対して更新の案内を送付しておりましたが、今年度より案内を広報等による周知にあらためています。

つきましては、窓口で更新の案内をしていただきますようお願いいたします。